

令和6年度【改訂版】

# 学校生活のてびき



魚津市立東部中学校

年 組 番 氏名

常に魚津市立東部中学校の生徒としての自覚と誇りをもち、次の心得を守って人格の形成を目指すとともに、立派な校風の樹立に努めよう。

## ◇ 校内での生活

### I 登校・下校

- 1 学校で定められた服装で登校・下校し、時刻を守る。
- 2 特別の用事で定刻以降居残るときは、事前に担当の先生の許可を受け、先生の指示の下で活動する。
- 3 登校後は原則として学校の敷地外には出ない。(出るときは学校の許可が必要)

### II 所持品

- 1 自分の所持品には必ず学年、組、氏名を書く。
- 2 学習に不必要な品物や現金は持ってこない。集金等で現金を持ってきたときは、先生に預ける。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を持ち込まない。
- 4 落とし物は、担当の先生に届ける。

## ◇ 校外での生活

- 1 友人や知人の家で外泊しない。
- 2 ゲームセンターやカラオケボックス、ネットカフェ等への出入りは保護者同伴とする。
- 3 登下校の途中で、買い食いをしない。友人間での金品の受け渡し、物品の売買をしない。
- 4 事故または警察官の補導を受けたときは、速やかに学校に連絡する。

## ◇ 保護者による許可願・各種届等

### I 「許可願」が必要なもの

- 1 自転車通学、部活動自転車使用
- 2 部活動への入部、退部、転部

### II 「届」が必要なもの

- 1 バス通学の助成を受けるとき
- 2 旅行等で学割をもらうとき
- 3 転校するとき

※      のものはHPよりダウンロード可

### III 「報告書等」が必要なもの

- 1 インフルエンザ治癒報告書
- 2 新型コロナウイルス感染症の治癒報告書
- 3 登校許可証明書 (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合)

### IV 保護者による「連絡」が必要なもの

- 1 欠席、遅刻、早退、忌引をするとき

# 服装のきまり

## 【学生服タイプ】

- ① 制服は、規定にあったつめえり学生服とする。（標準マークや日被連マークがついたもの）

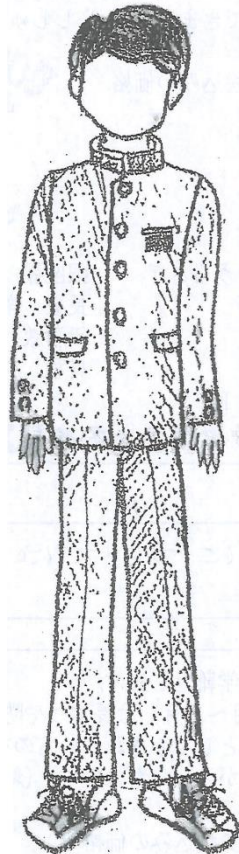
えりカラーを付ける  
(ソフトカラー可)

東中指定の前ボタン5個  
袖ボタンは2個ずつ付ける

ズボンはストレートで  
ワタタックまでとする

ズボンの裾はシングルとする

靴下は白・黒・紺とする



## 【セーラー服タイプ】

- ① 制服は紺色のセーラー服とする。  
(前留めはホック、ファスナー両方可)  
スカートまたはズボンを着用する。

学生服の下はワイシャツ、  
セーラー服の下はブラウスを  
常時着用とする。

白いネクタイを付ける  
結び目を下げない

袖ホックをとめる

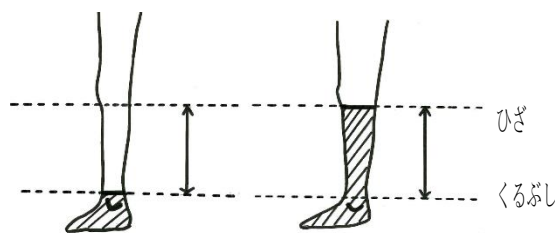
スカート着用の場合  
丈は膝が隠れる程度とする

靴下は白・黒・紺とし、  
ルーズソックスははかない

学校指定のシューズ  
(ラインは学年カラー)



靴下の長さ (くるぶしが隠れる丈~ひざ下)



- ② ベルトは黒色とする。

- ③ 夏期は、白のワイシャツ（カッターシャツ）を着る。（ワイシャツの下に着るものの色は白・ベージュ・グレー等、色味が表に出ない色とする。）

- ② 冬服と夏服の間には、白の丸えりブラウスにベストを着用する。  
(5月中旬～10月中旬)

- ③ 盛夏は、白の半袖オーバーブラウスカ長袖ブラウスを着用する。（ブラウスの下に着るものの色は白・ベージュ・グレー等の色味が表に出ない色とする。）天候によってベストの着用を認める。

- ④ 冬季にストッキングやタイツを着用する場合の色は、黒色とする。

※学年色の名札を左胸に付ける。縫い付けタイプ、ピン止めタイプどちらでもよい。

### 3 体育の服装

- ① 以下の学校指定の男女共通のものを使用する。
  - ・長袖トレーニングシャツ（青）
  - ・トレーニングパンツ（青）
  - ・半袖トレーニングシャツ（白）
  - ・ハーフパンツ（青）
- ② トレーニングシャツは左胸部に、トレーニングパンツは左腰部に名字を刺繍する。

### 4 指定靴

#### I 通学用

- ① 学校指定の体育用外履きシューズを通学用シューズとして履く。
  - ② 学年指定の色ラインのシューズを履く。
  - ③ 靴の内側に名字を漢字で記名する。
- ※ 雨天時や冬季(11月～3月)は防寒靴を履くことも可能。

#### II 校内用

- ① 学校指定の内履きシューズを履く。
- ② 学年指定の色ラインのシューズを履く。
- ③ かかと部分に名字を漢字で記名する。

### 5 その他

#### I 通学用カバン

- ① 肩掛けカバンかリュック型で、学習用具がしっかりと入るものとする。

#### II 雨がさ

- ① 色は自由とする。(暗くても目立つ色が望ましい)
- ② 登校後は生徒玄関にある所定の傘立てに立て、毎日持ち帰る。

#### III 冬季防寒着

- ① 防寒、防雪の機能を果たし通学用にふさわしいものとする。
- ② 登校後は生徒玄関で脱ぎ、各学級のハンガーラックにかける。毎日着て帰る。
- ③ セーター等は白・紺・黒色等、派手な色ではなく、制服の下に着るものとしてふさわしいものとする。また、裾や袖から出さない。

#### IV 冬季防寒靴

- ① 長靴、スノトレ、ブーツ等の派手や華美でないものを認める。

#### V 雨カッパ

- ① 自転車通学生(部活動自転車も含む)は反射材の付いたものや防水がしっかりしているものを用意し、雨天時は必ず着用する。

## 頭髪のきまり

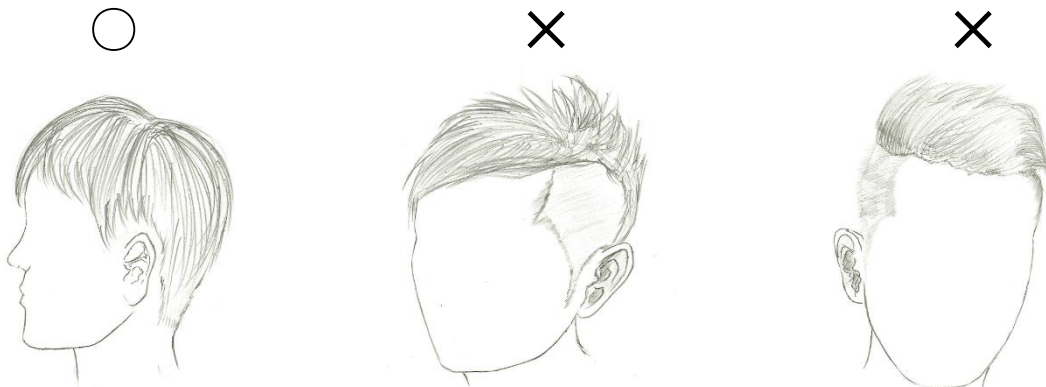
### 男子

- ・パーマをしない。
- ・整髪料を使用したり、脱色、染色をしたりしない。
- ・そり込みを入れない。
- ・前髪は、目にかからないようにする。
- ・横髪は、耳にかからないようにする。
- ・後髪は、長すぎないようにする。
- ・左右非対称、極端なツーブロック等、変形カットは禁止する。

### 女子

- ・カール、パーマ、毛染め、脱色等をしない。
- ・前髪は、目にかからないようにし、肩にかかる長さの横髪や後ろ髪は、編むか結ぶ。
- ・「触角」については、目にかからないようにし、顔よりも長くならないようにする。
- ・ゴムの色は、黒・紺・茶のいずれかとする。
- ・髪を後ろで結ぶ場合は、結び目が正面から見えないようにする。ただし、髪をまとめるときはヘアゴムを使用し、Uピン等の危険なピンは使わない。結ぶ位置は、自転車通学の際にヘルメットを正しくかぶることができる高さにする。

### ツーブロック・変形カットの例



## 交通安全について

### I 自転車通学（許可制）

- 1 通学距離が1.5 km以上で自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出し許可を受ける。（2・3年生は確認書を提出する。）
- 2 必ず交通安全規則を守る。規則を守らなかった場合には、自転車通学を停止する、もしくは許可を取り消す場合がある。
- 3 通学時は、安全な道を通る。国道8号線等で地下道のあるところでは、必ず地下道を通る。また、広い道路を横断するときは、横断歩道を通行する。
- 4 車体後部に許可番号を記した学年色ステッカーを貼る。
- 5 各学級に割り振られた所定の位置に駐輪する。

### II 部活動自転車（許可制）

- 1 校外で活動する部活動や土日の部活動に参加するために自転車を利用する生徒は、部活動自転車許可願を提出し、許可を受ける。（2・3年生は確認書を提出する。）
- 2 必ず交通安全規則を守る。規則を守らなかった場合には、自転車通学を停止する、もしくは許可を取り消す場合がある。
- 3 車体後部に許可番号を記した黄色ステッカーを貼る。
- 4 武道場と県道の間にある駐輪場に駐輪する。

### ※ 東部中学校 自転車通学交通安全規定

- ・ あご紐をしめ、正しく自転車用ヘルメットを着用する。（ヘルメットは下記の条件に従うこと。）
  - 1 学校推奨のものでも、家庭で購入したものでもよい。
  - 2 家庭で購入する場合は、SGマーク等、安全を保証するマークが付いているものを購入する。色は自由とする。シンプルなデザインのものが望ましい。反射材を付ける。
  - 3 装飾や改造をしない。
  - 4 必ず記名する。
- ・ 登下校時（休日の部活動を含む）だけでなく、普段の生活においてもヘルメットを着用する。
- ・ 傘さし運転をしない。（傘を自転車の車体に付けない）
- ・ 通常のシティサイクルのみを許可し、マウンテンバイク等の特殊な車両は認めない。
- ・ 車体に改造を施すなど、不備のある自転車には乗らない。

#### 【改造の例】

- |                         |               |        |
|-------------------------|---------------|--------|
| ○荷台の折り曲げ                | ○ドリンクホルダーの設置  | ○塗装を施す |
| ○学校指定以外のステッカーを貼る        | ○二人乗りステップを付ける |        |
| ○ブレーキ、ペダル、ライト、サドルの改造・交換 |               |        |
| ○ハンドルの交換やハンドルの角度の変更     |               | 等      |

- ・ 並進、ジグザグ、夜間の無灯火運転は絶対しない。
- ・ 信号無視をしない。
- ・ 左側を一列で走行する。
- ・ 必ず防犯登録を行う。
- ・ 二人乗りをしない。
- ・ 指定された場所に駐輪する。
- ・ 駐輪の際は正しく並べ、しっかり施錠する。

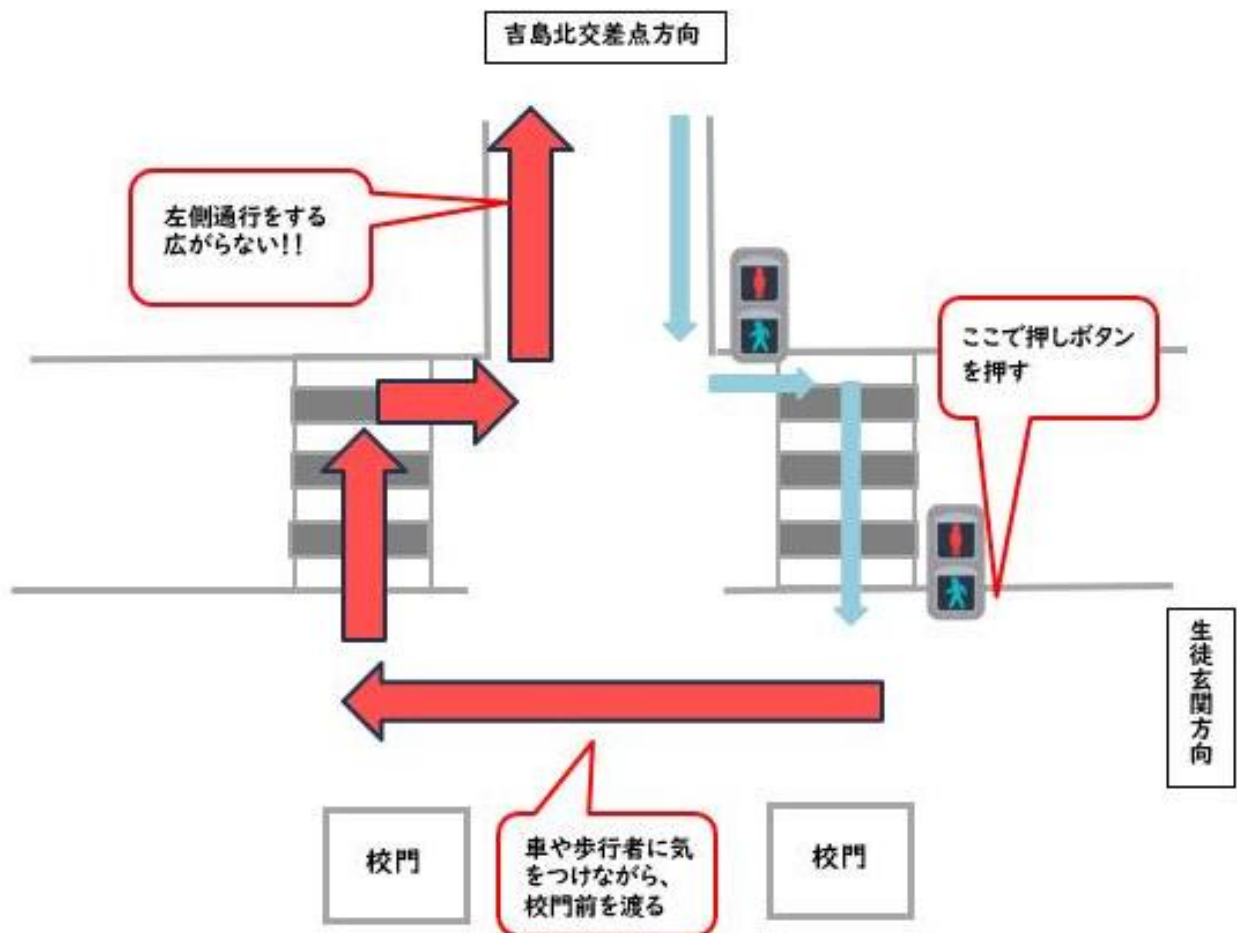
### III 私生活における自転車

- 1 通学時（部活動含む）だけでなく、普段の生活においても自転車に乗る際はヘルメットを着用する。

# 自転車の通行について

校門前～吉島北交差点間の道路を通行する場合

**下校時**に校門前の横断歩道を渡るときは、下の図の**赤矢印**のようにしてください。(青矢印は、登校時)



※横断歩道ではないところで渡る必要がある場合は、なるべく短い距離で安全に気を付けて素早く渡ってください。